

第七回 参議院文部委員会會議錄第九号

昭和二十五年三月七日(火曜日)午前十一時二十一分開会

本日の會議に付した事件

○元号に関する調査の件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教職員等の給與問題に関する件

○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○図書館法案(内閣提出)

○委員長(山本勇造君) 只今から文部委員会を開きます。前回に引き続きまして、「元号」に関する調査を進めることにしたいと存じます。

議事に入ります前に、今日御出席を頂きました各方面の有識者の方々にちよつと御挨拶を申し上げます。皆さん公私共に非常にお忙しいところにも拘わらず、殊に今日は雨天で足場も悪いところを御出席頂きまして非常に有難うございます。委員会といたしまして厚く感謝を申し上げます。この元号の問題は、歴史の上からも教育の上からも或いは国際性の上からも或いは又国民の日常生活の上からも、例えばちよつと日記をつける、或いは手紙を出すというような細かいことの上にも大きな關係を持つておりますもので、慎重に審議をいたしたいところからこの調査を始めたわけでございますが、これは前委員長のとくに決まつておりましたので、御承知のような事情で私が急にその後を襲うことになりま

したのでありますから、大体前の計画に従ひましてやつて参るつもりでございます。ただ一つ私申し上げて置きたいことは、こういう年号の問題につきまして調査を始める動機でございますが、新聞等によりまして、勿論中には正確に伝えておるものがあるのでございますけれども、或るものによりまして、来年から年号を廃止して、そうして直ぐに一九五一年というふうなを使うと、そういう考えの下にやつておるのだというふうなふうな受取れるかのときは記事がございまして、どこまでも調査の建前で進めておるのであります。始めから一つの目的を持つてやつておるのではありませんから、どこまでも公平無私に考えて、そうして皆様の御意見や或いは国民の意見をよく調べました上で、然るべき方法に進めて行くつもりでございますから、どうかその点の一つ御了承願つて置きたいと思ひます。ただなぜこういう調査をいたすようになったかと申しますると、新しい憲法が出来まして以来、年号に關します規定が欠けてゐる、或いは不備であるというように我々に思われますので、その点から実はこの調査が始まつたのであります。新憲法におきましてはこの年号に關する規定がございせんし、又皇室典範にも見えておらないのであります。古い皇室典範には第十二條に一世一元といふことが謳つてございまして、新しい今の度の皇室典範にもそこは全然削除され

ております。そういうふうなわけで年号に關する規定がどうもはつきりしておらないように思ひますので始めたわけでございます。ただ年号の方をいろいろ調べて見ますと、明治元年の九月に詔が出ておまして、それと同時に行政官布告というものが發布されて、そこに一世一元のことがあつたのでありますけれども、これは新しい憲法の精神に照しまして、その明治元年のものが今日でも尙効力を持つておるか、或いは持つていないかということに大きな疑問がございまして、これらの点は非常に大事なことでございまして、皆さんの方へ差上げました書類の中には、今のようなことに疑点があるが、併しお聞き上げました問題は、確か二点になつておつたと存じますが、確か第一は、一世一元の制度についての御意見、第二は、一世一元の制度を廃止するとしたら、その後の処置についての御意見と、こういうふうになつておりますが、只今私が申し上げました問題は非常に大事な問題でございますから、それらについての御意見がございしたら、この点も御自由によつてお話を願ひたいと存じます。それから御発言を願ふ順序でございますが、どなたを先にということとは非常に困難でございますから、今日ここにお見えになりました順に従ひまして私から御指名申上げますから、この点一つ御了承願つて置きたいと思ひます。最後に時間の点でございますが、多勢のお方でございますし、それから

又晝というふうな一つの制限がございしますから、大変申上げにくいのでございしますが、皆さんのような方々にお集まり願ひました以上は、できるだけ十分にお話を願ひたいのは山々でございますが、今のような制限等もございしますから、最初には先づ十分か十五分くらいのお話を願ひまして、委員のお方から質問等もあると存じますから、若し足らんところがあつたらその際補足を願ふというふうなように進めさせて頂きたいと思ひます。御了承願つて置く次第であります。

それでは最初に東京都の天文台長の萩原さんをお願いいたします。

○参考人(萩原雄祐君) 私萩原でございます。第一番に元号に対してこれを廃止するかという御質問でございますが、元号は昔から天皇の代られる度に元号の交換が起つたこと、それから例えば天災地変などがありまして場合、或いは疫病が流行した場合にも改元をされております。殊に彗星などが出た場合には、恐らくこれは迷信だらうと思ひますが、改元されたことがございします。一世一代の改元になりました。特に年号の名前が途中で一年の間に入れ替わる。例えば慶應四年の九月八日に明治元年と變つたというやうな例がございまして甚だ面倒なことが起りました。いろいろ変えられた改元の原因、理由といたしまして、彗星が見えたというやうなこと、或いは天災地変があつたり、或いは疫病の流行なんかということ、これは恐らく今日から見れば別に根據はないものと考えます。又殊に革命と申しまして、「革」は革命の「革」、「齡」は年齢の「齡」でございますが、丙午という年において年号を變えられるというやうなことも昔はあつたやうでございます。つまり十千十二支の六十年の周期で以て變えるということがございしますが、これらは恐らく年号を變えることによりまして、民心を新たにしたい、新しい気分を新しい年代を送らうというまあ政治的の意圖があつたやうな考え方であるのであります。今日私天文学者の立場から見まして、一応片寄つた考えかも知れませんが、この元号といふことはどうかと思ひます。殊にこの頃のように國際的關係が酷くなつて、激しくなつて來ました以上、交通が激しく頻繁になりました以上は、やはり世界共通でやつた方がよろしいと思ひますので、元号はこの際廃止しては如何かと考えております。

次の御質問の條項でありますところの元号を廃止すればどうなるかということにつきましては、すでに明治の初年におきまして日本で太陽曆を採用されることになりましたが、太陽曆と申しますのは、西洋で使つておりましたグレゴリー曆といひまして、このグレゴリー曆の中には嚴密に申しますれば、いわゆる西曆の年号、今年で申しますれば一九五〇年の意味が入つておると考へておりますが、日本ではすでにその前に一世一元の、今委員長の申されました法律ですか、ございまし

たので、ともかく一世一元のことで、そのままその点のみはグレゴリー暦から抜き去つて施行されたものだろうと想像されます。でありますから、これも国際的問題といふことも考えまして、成るべくいゝゆる西暦といふものを御採用になつたら如何かと思ひます。私の見地は甚だ偏頗ではございませうが、殊に國の問題となりますれば、政治的並びに社会的のいゝ／＼なことを考慮しなくちやならないのじやないかと思ひますが、それは私の方の見地から申上げまして、以上申述べましたような次第でございます。

○委員長(山本勇造君) ちよつとお諮りをいたしますが、御意見を願ひました方に一人一人御質問申上げますか、それとも一括して皆さんの話が済みましたあとで質問をいたしますか、如何お計らいでしょうか。

○三島通陽君 一括して御質問申上げた方がよいかと思ひますが、若しお急ぎな方でお歸りにならなければならぬようなお方があれば、その方には別々に御質問をさせて頂きたいと思ひます。

○委員長(山本勇造君) 皆さん御時間がございましてあれして頂ければ、質問からしますと、皆さんの済みましたあとで一括して御質問申上げる方が便利かと存じます。およろしかつたら……、じやそういうふうなさせて頂きます。それでは次に明治大学教授の藤澤さんをお願いいたします。

○参考人(藤澤衛彦君) 藤澤でございます。私は元号というのは國の政治の象徴だと思ひます。それで私は元号を廃止することには反対いたしたいと思ひます。その理由は、先ず最初に大

化改新に年号が改まりましたのは、要するに荀子が陰陽大化、風雨博く施すという意味から来たのではないかと思ひます。これは日本が和を以て尊しとするという思想の一連の下に出ておる。それを受けてここに発しておる。政治はすべて和であり、平でなければならぬといふことに根本を置いてこの改元といふものが行われておるといふことがすべての改元の上にも見られるのであります。従つて大化の改新の途中で改元になつております。漢書には民已の大化の後天下常に一人の獄無しといふことがあります。大化が行われて、政治的に大化の改新の功績が見えた。従つて白雉或いは和銅、養老などというやうなものは、一つの動物が出たから改元したのではないと申せます。迷信とかさういふたもので改元は決して行われるものではない。例えば白雉の時には、易林によると白雉群雌、徳を慕つて朝に貢ぐといふ意味において白雉という年号ができております。和銅という年号は、これは武蔵の國から銅が出たので改つたといふことであります。むしろこれは銅が出たといふことは、國の經濟の上にどんなに有難いことであつたかも知れません。従つて勤操無相その他の人が位を貰つております。そうして又この和銅開珎というやうな錢貨ができて、そうして國は初めて錢貨を持つといふことになりました。併し年号は、その和銅といふただ銅が出たといふことで改まつたものではないのであります。それは陰を含み陽を吐き、而して万物和同は徳のことであるといふ意味から改元が行われたらうと思ひます。従つてその後の養老といふたやうなもの、天下

善あり老を養ふ、即ち仁人を以て己れに歸すといふやうな意味からやろうといふので年号が出たわけでありませう。こゝういふふうには元号は國の政治の象徴であつたのであります。従つてその歴代の年号を見ますといふと、先ず天平、延暦といふたやうな時代に、天平は無論天下の和を謂ひ、政の平なるを教うるなりとありますが、これは政治の理想を年号の上に表わしておるのであります。皇太子として桓武天皇がお立ちになることにさへ歴史上において異議がありましたが、聰明な方であつて治めて皇太子となり、それから又平安京をあつたように仕立て上げた立派な人となつたのであります。あの頃の政治の上にも見られる和氣清麻呂の政治といふものは実に立派な政治であります。長岡の京が廢止されまして、そうして平安の京に遷つた歴史は皆さんよく御承知の通りであります。その時の造号の大使は、最初は藤原小黒卿でありました。次いで和氣清麻呂が造号の大使となつております。その造号の書記となりましたものは菅野眞道であります。菅野眞道は日本後記の編纂者であります。これは百濟人です。又その時の木工頭をいたしたものは坂上田村麿であります。これは漢人の子孫、後に征夷大將軍、その時の内閣は参議に大和の家麿がおります。大和の家麿といふのは日本に帰化して和史といふ姓を改めたのであります。この方は百濟の王族であります。百濟の王族であり、又桓武天皇の外祖父であります。参議に列して、そうして内閣の政治に携わるといふ華人としてましては珍しい政治を行つた方だつと考へます。そのやうな時代に京都に都さ

れた。延暦といふ元号であります。これは初めて純日本紀に見えております。ただ外国の年号によつたことでない元号でありまして、そのうちには年穀豊か、それから思ひを万国に與え嘉んで休祚といふやうなことがありまして、この延暦といふ年号も、無論政治の象徴といふやうな意味であります。その後天皇、文明、寛政といふやうな江戸時代に亘る年号の上にも、又年号改元といふことに對して携つた人達、例えば大江、藤原、菅原といふたやうな學者が集まつてこの年号を改めるときに政治といふものが考えられてゐるのであります。

第一問についての間に時間が来ましたやうで、後程何かのときに申したいと思ひますが、取敢えず私は元号は、國の政治の象徴であるといふ意味におきまして、これを何らかの形において保存したい。又西暦におきましては便宜上使用されても差支ない。これは取扱によつて如何やうにもできるのではないかと考へます。一國にやつぱり政治の象徴といふことがあるといふことを私は望みたいのであります。それは一応これで私のお話を終ります。

○委員長(山本勇造君) それでは次に早稲田大学教授吉村正さん。

○参考人(吉村正君) 私は結論から申しますと、年号を廢止するといふことに反対をしたいと思います。その理由をいいたしまして、私の考へておりますことは、先ず第一に、年号を廢止しますと、日本の紀元であるか、西暦であるか、何らかそれに代るものを用ひなければならぬのであります。年号があつた方が便利がいいと、こゝう思

のであります。二六〇年とか、一九五〇年とか一々言ひますよりは、年号によりまして、或る一つの時代を区切りまして、昭和何年とこゝういふ工合に言う方が便利がいいと思ひるのであります。若しそゝういふものがなければ、それに代るものを自然に用ひるようになると私は思ひます。例えばイギリスなどにおきまして、やはりヘンリー八世の何年であるとか、ジョージ何世の何年であるとか、こゝういふことを使ひます。又アメリカにおきまして、リンカーンの第何年であるとか、ルーズヴェルトの第何年であるとか、こゝういふことをやはり使うのであります。これは一々千九百何年と言ふよりは、その方が便利がいいからやはり使うのであると思ひます。積極的にこれは置いておつた方がいいと思ひ思ふのであります。

それから第二には、今日我が國の國民の大部分といふものの生活を見てみますと、やはり年号といふものに非常な親しみを持っておりまして、日常生活にこれが食ひ入つてゐると思ひます。殊更にこれを廢止する理由はないと思ひます。ただ我々多少西洋の學問などを研究しておる者にとりましては、時にによりまして西暦を用ひる方が便利の場合があります。これは國民全体の數から申しますとほんの小部分でありまして、こゝういふやうな小部分のものは二つの年号を使いまして敢てそれ程不便を感じないのであります。少數の一部の研究者が便利のために、農民であるとか、漁夫であるとか、労働者であるとかいふやうな大多數の國民の生活が不便になる

というようなことは、政治上から考えましてとるべき策でない、こういう工合に私は考えるのでありまして、これが私の反対の第二の理由であります。

第三の理由といたしましては、今その時期でないと思ふのであります。今は国民が民族の再建ということを感じて立たなければならぬときでありまして、世界の平和も民族の確乎たる独立がなければ達成されるものではないと思ふのであります。民族が独立しておらないでふら／＼しておるというところから世界の禍乱が起つたことは、歴史上御承知の通りであります。そういう意味から言いまして、民族が復興し、独立するためには、民族が先ず自信を持たなければならぬと思ふのであります。然るに今までやつて参りましたところの、これは大化改新以来、今のお話にありました通り行われて来たのであります。勿論その間には断続がありまして、やらなかつたこともありまして、最近におきましては、ずっと一世一元の歴史が継続しております。こういうものをやめてしまふということは、如何にも何か日本の過去の歴史というものが皆間違つておつたかのごとき感じを興えないでもないのであります。民族が復興しなければならぬこの時期におきまして、却つて民族の自尊心を傷ける愛があると思ふのであります。そういう意味におきまして、講和会議後、独立して然る後ならばまだしも、講和会議を目前に控えて、民族の再建をやらなければならぬこの時期におきまして年号を廃止するということとは、どうも国民に対して自信を持たせるといふ意味から言いましてと

るべき策ではない、こう考えまして、私は反対をしたいと思ふのであります。以上が第一問に対する私の考えでございます。

第二問に對しましては、おのずから廃止しないのでありますから、結論は決まつておるのであります。併し、国民多数のお方がやはり廃止した方がいいというお考えになられて、そして万一廃止するようになつたが、あつたらどうするかということにつきまして私の考えを申し上げます。私はやはりこれは日本の紀元を使うべきであると思ふのであります。成る程世界と密接なる關係を保つようになりまして、西暦を用いる場合が便利なる場合もありませんが、併しこれは飽くまでキリスト教文明の下に立脚しておるものであります。我が国は言うまでもなくそれは異なる文化の系統を経て発達して来ておるのであります。今成る程キリスト教文明というものが世界において支配的勢力を持つております。併しながらこのことは将来の歴史においては必ずしもどうなるか想像できないものであると思ふのであります。アメリカが建國当時におきまして、アメリカ人が今日のような世界的に支配的勢力を持つたというやうなことを想像はできなかったらうと思ふのであります。百年後乃至千年後におきまして、どういふ工合に世界の情勢が變つて来るかということは、これは今更想像することはできないと思ふのであります。でありますから、今その支配的であるという理由によりまして、それに歩調を合せなくちやならぬという私は理由はないと思ふのであります。殊にこの西暦は

日本暦よりも新らしいのであります。て、私共使つておりましたも、紀元前、ビフォア、クライストというものは、反対に数えるのは非常に不便であります。國家の紀元というものは、その國民の生活にとりまして非常に重要な意味を持つておられますから、これは飽くまで日本暦を用ひべきである。こゝういふ工合に私は考えておるのであります。以上簡単に私の考えを申し上げた次第であります。

○委員長(山本勇造君) それでは次にリーダー・ス・ダイジェスト日本支社長、日本青年館理事長、全岡出版協会会長の鈴木文史朗さんをお願いいたします。

○参考人(鈴木文史朗君) 私は第一問の、一世一元の制度についてどう考えるかといふことであります。これは先程も委員長からお話があつたやうに、元の皇室典範にはつきり書いてあつた。ところが今度の皇室典範にはない。又新憲法にもこれについて何ら規定を置いていないといふことは、恐らく新しい皇室典範、或いは新憲法の制定に當りまして、余程考えられたことだらうと思ふのであります。一般的に見まして、一世一元といふのが、天皇の代る度に天皇の御代といふことを示すものであるといふことは、これは一般的の元号に対する概念であります。ところが、恐らく新憲法におきましては、新しい天皇の地位から云つて、これは元号を置くべきものでもないといふやうに考えるのが當然ではないかと推測いたします。で、そういう見地から見ても、天皇の代る度に元号を置くといふことは、旧來の天皇制をどこまでも置くといふ感じを日本

國民及び諸外國に對しても與えることは、これは明らかな事実で、これは恐らく新憲法を作るとき趣旨から云つても、凡そこれからは元号は、もう一世一元はないものといふ考えだつたらうと思ふ。で私はそれはさうあるべき、もう元号といふものはない方がいと思ふのであります。まだ日本の新しい天皇の地位について諸外國においても可成り疑いを持たれる。そして最近などにおきまして、それに關連したことが論議されているやうであります。が、そういう疑いを一掃するといふ点から見ても、私は天皇の代る度に元号を置くといふことは、もう断然よすべきものと思ふ。

第二問の、それならその後をどうするかといふ点であります。私はこれは西暦を採用すべきものと思ふ。西暦をなぜ採用するかと言へば、要するに年の暦といふものは、一つの尺度でありまして、年代を測る尺度であつて、その尺度は成るだけ世界共通のものであるのといふと思ふ。つまり尺貫法を廢してメートル法を使う、その意味だらうと思ふのです。それでこれから日本が講和會議後は文字通り世界の家族になる。又ならなくちや、ならぬ。一体今までの日本の弊は、やはりいわゆる日本式といふものばかりに閉籠つて、そして世界の家族の仲間入りに本當の意味で入つてなかつたといふ点が、私は今日の悲劇を招いた大きな原因と思つております。國際家族の仲間入りをするといつたところで、仲間入りをするからには、その仲間のルールに従ふのが當り前のことなので、そういう意味から行きまして、私は年代を数えるのに、日本は日本

けの数え方をやりますといふようなことは、これは非常に不便なことになる。今日日本で以て普通に日本人だけで新らしい、或いは古い年号によつてやることは便利にやうに見えますけれども、これを更に考えてみますと、さつきからもお話が出ましたが、和銅元年といふのは、一体今から何年前のことなのかちよつと誰でも計算できない。寛永六年、一体今から何年前のことなのか……これは将来我々の子孫が日本の歴史をずっとやつて行く上におきまして、ただその時の時の天皇の名前、或いは元号を覚えて、一番大事な時間的、年代的の觀念といふものがいつも混同してしまふ。これが一番大きな不便なものであります。只今御意見が出ましたが、それならば日本の紀元を使つたらどうか、これも一つの考えでありますけれども、そうすると、日本は日本だけの年代の觀念がはつきりするけれども、外國の年代と比べての例えは日本の和銅元年といふのは、外國ではどういふ事件が起きたかといふことに對する比較になつて来るといふと、まるきり混乱してしまつて、一々いろいろ書物を引出してやるといふ経験が沢山あります。ですから何と言いましても、要するに年暦といふものは年代を測る尺度です。これはもう世界的に誰でもが便利とするものを採用すべきである、こう思ふ。こゝういふ点から行きまして、私は西暦でちつとも差支ない。恐らくそれに対する國民的の感情といふ点から言へば、これがキリスト教を土台としたものだからといふ点が、これは可なり大きな注意を要すべき確かに

数日前に尾崎辨堂先生にお目にかか
る機会を得ましたので、先生に、あな
たは一世一元の制度を廃するか廃しな
いか、或いは西暦を採用するかどう
か、というところについての御意見は
どうかかという意見を伺ひたいと思
ひます。と聞きましたら、それはもう
自分は初めから西暦の方にすべきだ
という意見であつて、明治天皇崩御
の後に、議会で以てもうこれからは
新しい元号を作らるべからず、むしろ
明治をこのまま延ばして行つてもい
いと思ふという議論がされたんだが、
それは議会で論ずべき問題でなく、
天皇の大権を表す意味で止められた。
で終戦以後は自分は今も元号を使つ
ておられない。できれば是非西暦に
すべきものであるところ言つてお
りましたが、これは御参考に申し上げ
て置きます。以上であります。

○委員長(山本勇造君) それでは次
に文部省初等中等教育局長の稲田清
助君にお願ひいたします。

○参考人(稲田清助君) 私にこの問
題に關しまする陳述をお求めになり
ました御趣意は、恐らく我が國現在
の學校教育に於いて、この問題に關
してどういふ実情であるかというや
うなことを聞き取りたいというお考
えであると拝察いたしましたので、そ
の点につきまして先ず申述べたい
と存じます。

今日小学校、中学校、高等學校に
おける學校教育におきましては、社

ことを常としたしておるのであります。これは教科書について見ましても、国定教科書、検定教科書を通じて元号を用ゐる場合には、西暦年数を

事件とだけがつつきまして、歴史の上でいつどういうことがあつたかという時期的感覚は殆んど感じられないのであります。先程話の出ました和銅元年に銅が出たといひましても、歴史上のことかびんと来ないのであります。一番近いところで申しますと、明治維新でも、つまり何年前であつたか、明治元年は何年前であつたかといふことさえ直接に実感としては分らないわけです。これを直ちに分らせるようにするのが将来の一般日本歴史を考える上で太拙でありますし、これから将来も日本でどういふことが起つたかといふことが直ぐ分るような、一つの

併記するを常といたします。或いは西曆のみを用いておる教科書もあるような状況でございます。そして我が国の歴史的な主な事実を学習いたしまする場合には、学年の段階、学習の程度で異りはいたしますけれども、主なる事象に關連いたしましては元号を学習させております。さような点が我が國の教育におけるこの問題に關する学習の

○参考人(豊島與志雄君) 先程からいろいろ御意見がありました。私が、私は結論から先に申します。私の結論といたしましては、結論といえますよりも私の意見といたしましては、一世一代の元号は廃止すべきだと思つております。その後でどうするかといひます。と、西暦を用いるべきだ、これが私の意見の結論なであります。

元号の唱え方というものが必要だと考
えるのであります。それですから、元
号というものと事件とくつくだけの
感覚をやめてしまいたい、つまり世界
歴史の上において何年いつ頃どうい
うことがあつたか、何年前にどうい
うことがあつたか、そういうことを直ちに
とがあつたか、そういうことを直ちに
実感として来るような方法にしたいと
いうのが私の考えなであります。そ

実情でございます。これに關連いたしまして、私に對して意見を求めまざいますが、考えますに、この教育というものは、その教育について計画を立て、或いは教育課程を考えます場合に、社会の必要と生活を充実に向上して行こうという児童、生徒自身からの必要と両方から考へてその内容が考へられるべきことと考えるのでございます。従いまして国の制度が變り、或いは社会慣習が變つて参りますにつれまして、教育内容が變つて行くといふような順序になるべきものであると考へられます。教育という立場だけが獨立して、外に先立つてこゝした問題を

日本はこれからつまり世界的に起ち上らなければならないというのが日本再建の原則でございまして、殊に世界が、現在のように交通通信が発達しまして、非常に狭くなつて参りますと、地球の或る一つ所に石が投ぜられ、その波紋が直ちに世界中に拡がる、そういう状態でありますから、将来はますます日本は世界的な観点を以て、世界的感覺を以て起たなければならぬと考えるのであります。そこで實際の理論の方面は先程からいろいろ申されましたけれども、一世一代の元号と申しますものは、私共の實感といたしましては、元号そのものとその

れ故に一世一代の元号は廢止するのが當然だと考えるのであります。

それから西曆を用いますことは、これはもう世界が非常にこんなに狭くなつてしまつた現在、それから世界文明が今まで来ております現在におきましては、西曆が一番妥當なことでありまして、この点を世界の一つの仲間入りをしたということにおいて西曆を唱へたといふのであります。實際の問題といひまして、この元号を廢止して西曆にするということは、私はそんなに大變なことじゃないと思います。大衆の生活にとつてもそう不便なことではないと思います。曾て太陽曆を採用さ

れましたとき、あれはこの日本の大多数の農民を主として、それから又その他におきまして、元号の唱え方よりも、もつと民衆の実際の生活に重大な関係があつたのだらうと思ふのでありますが、あれでさえそう大変な摩擦はなくて現在に至つては次第なものであります。實際の問題として非常に簡単なことで、大衆の生活にそう大きな影響はないと思ふのであります。ただ一部の大衆の中に一種の元号を廃止し、西暦を採用するということがなると、或るセンチメンタル、感傷的なものが起りまして、何だか惜しいものを失つたという気がするかも知れませんが、これは日本が島國的感情から世界的感情へ成長する、つまり少年が大人になるというときに、少年から成年へ達するその場合の一つの淡いセンチメンタリズムに過ぎないと思ふのであります。これはスミースに通じられると私は信ずるのであります。私のただ感想としてそれだけ申し上げます。

○委員長(山本眞造君) 有難うございました。次に東京大学教授宮澤俊義君にお願いいたします。

○参考人(宮澤俊義君) 私の結論は只今豊島さんのおつしやつたことと全然同じでありますから、只今豊島さんのおつしやいましたことは全部そのまま私の意見でもあるというふうに御了承願いたいと思ひます。

元号の制度は日本で長らく慣習として行われておりまして、明治元年に先程のお話のように一世一元という原則が確立いたしました。それまでは必ずしも一世一元ということは確立していませんが、あれ以来一

世一元になりました。そして新憲法成立と共に、皇室典範の規定もなくなつてしまつたわけで、私の考えでは明治憲法及び皇室典範がなくなつたときにやはり一世一元の原則というものは消滅したんじゃないかと考えております。それ以後元号は行われておりますが、これは前からの慣習でありまして、従つてその元号はいつ変えなければならぬか、或いは変えてもいいか、或いはそのときに誰が変えるかというようなことについては、皇室典範は、一世一元で、それは天皇がかくかくの手続でお定めになるということとはちやんと決まつておりましたが、あれがなくなつたんだから、結局その点は全然規定がないわけで、私の考えではやはりこれは一般の標準となるべき度量衡とか、その外の問題と同じように、今日では元号は、今使つておる制度を若し改めるとすれば、国会が法律を以て決めるのが当然であると思ひし、従つて現在の状態は、法律的に言いますれば、国会が新憲法成立によつて今まで慣習として行われておるこの元号を変えざるなりどうするなり自由になし得るわけでありまして、従つて今仮に天皇崩御というやうなことがありましたとしても、少くともそこで変えなければならぬというわけではないわけで、万事が国会で自由にお決めになることができる、こゝういふ状態だと思ひます。これは現状の説明なのであります。

その前に帰るわけですが、これはどう考へても理由はないと思ひまして、元号の制度は須らく廃止すべきものではないか、こゝう考へております。それを考へてどうするかというところ、変えなかつたと思ひます。年号の問題は、先程鈴木さんもおつしやいました通り、結局年の呼び方でして、やはり便宜の問題なんです。年を西暦の紀元、或いは日本の紀元のような数え方をします場合に、どこから起算しなければならぬかという問題は、極端に言え

しても、多くの人は西暦を使つておりましたし、又私の知つておる明治時代の研究家では、明治に非常に愛好を持つておる或る人は、年賀状に明治八十年元旦といふやうな年賀状を寄越します。が、それでも少しも罰せられるわけでもなく、又そう書いたからといつてこの年号が法律的な効力を持つたわけでも何でもないものでありますから、従つて私は元談に、或る俳句を作る人達は芭蕉何年といふやうなことでお互いの集まりの通知をし合つたりしたら面白くないなど申しておりますが、そういうわけでありまして、仮に年号の制度が廃止され、西暦を採用するということがなりましたら、公の關係においてはそれが標準になるというだけの話でありまして、そうでない私の年号、昔から私の年号が大部分あつたやうであります。今例えば龍澤天皇の年号といふやうなものがありまして、別に違法でも何でもないといふことをやはり国民によく分らせる必要があるんじゃないか。そうしませんが、今後昭和何年といつたら直ぐに違法になるんじゃないかといふたやうな感じを與えることは適當でないように思ひます。それと同時に、若しもそういう標準が公に決まりましたならば、国会あたりは率先してそれを十分に徹底して使用して頂きたいと思ひます。例えばこの間公職選挙法案といふものが衆議院に出まして、こちらへ参つておるかどうか知りませんが、ちよつと拜見しましたところが、或る規定には、ボスターは、タブロイド型(長き何センチメートル、巾何センチメートル)といふやうにメートル法で説明してございましたが、外の條文を

見ますと、選挙当日は、投票所の入口から三町以内には事務所を設けることはできないなどといふように、ちやんと「町」なんという字を使つてあるのです。これも別に法律的效果には何も変わりはありません。それで役に立ちますが、若し公の法律として国会でお定めになる法律には公の標準をお使い下さることは、これは蛇足であります。が、ちよつとお願いして置きます。

○委員長(山本眞造君) 有難うございました。今日お招きしまして御出席を頂きました方の御意見はこれで全部終了いたしました。尚お招きいたしました方でも今日お差支のために出席できない意見書をお差出しの方がございまして、学習院長安部能成君から意見書が出ておりますから、専門員にちよつと読んで貰ふことにいたします。

○専門員(岩村忍君) 学習院長安部能成氏からの意見書であります。宛名は参議院文部委員長宛。

今の西洋の年紀はキリスト教的であつて、その紀元は歴史的に正確とは言えないが、これは欧米的に用ひられており、欧米的といふことが大體國際的になつておる今日それに従うのが便利だと思ひます。西洋紀年の採用に賛成します。

○委員長(山本眞造君) それからもう一人、前回にお呼びをいたしましたのが、お出席がなかつた東京大学教授の和田清さんと同じく意見書が出ておりますから、これも専門員に読んで貰ふことにいたします。

○専門員(岩村忍君) 東京大学教授和田清氏からの意見書、

元号などどうでもいいことですから、若し國民挙げての希望なら廃止し

でも構いません。併し動機が他にありますが、数年前にアメリカ合衆国の国会に採択されたのでございますが、議案として採択されたのでございまして、これがそのままになつてございまして、昨年でしたか、ユネスコで又問題になつたのであります。ともかく今年、一九五〇年一月一日が日曜日でございます。そこから始めるならばよろしいといふので、一九五〇年からは始めないといふことになつたといふ噂を聞いております。まあこういう問題をなつてゐるのですから、いつかは採用されることになるかも知れませんが、まあ日本といたしましては、週でございまして、ウイークデーなんかを余り日本としては重視されてないやうでございまして、ヨーロッパ、アメリカなんかでは、このウイークデーが重要でありますから、恐らくそうなるだらうと思ひます。又一方においてキリストのカリリクあたりになると、又問題が来るんじゃないか、いろいろ問題がありましようから、これは実現はどうかと思ひます。若し実現するといふことになりますれば、一九五六年だと思ひますが、それまでには始めないらしゆうございまして、まあこれが私達甚だ自然科学者として、越権かもしれないが、便利なことじやないかと思ひます。殊に御承知のように、今日の現行の暦で、西洋暦は一二三月の日数が行の暦で、西洋暦は一二三月の日数が不順でございまして、よくはないかと思ひますが、細い点に對しましては、日本の科学者の間では今日言われておる西洋暦に對して、多少のモディファイケーションを工夫しておるんです。これは世界中でやるんですから、やはり同じやうに多数決で決めるより

○委員長(山本勇造君) これで全部今までの計画のものは終つたのであります。それじや委員の方から御質問ございしたらどうぞ。

○藤田芳雄君 貴重な御意見をお聞かせ願つて大変喜んでおりますが、天文台長さんによつとお伺ひしたいと思ふのであります。世界暦といふやうなことがよく言われるのですが、あやうものができると可能性があるかどうか、若しできるとすればむしろやういふものを採用した方がいゝのじやないかどうかといふことをお聞きしたいと思ひます。

いま一つ開年のことについて……、やはり今迄は太政官令か何かで決まつておつたのであります。そいつが又新憲法になりましたために効力を失ひまして開年といふことの根拠も法律的にはなくなつたわけでありまして、それでさういふものについてやはり放つて置いていいかどうか。或いは何かそこに決めて置かねばならぬものかどうか、さういふ点について一つお伺ひしたい。

○参考人(萩原雄祐君) 世界暦といふのは大方方々で喧伝されてゐるやうであります。これはまだ一方向きのもの

ので、私は噂に聞いただけでございまして、数年前にアメリカ合衆国の国会に採択されたのでございまして、議案として採択されたのでございまして、これがそのままになつてございまして、昨年でしたか、ユネスコで又問題になつたのであります。ともかく今年、一九五〇年一月一日が日曜日でございます。そこから始めるならばよろしいといふので、一九五〇年からは始めないといふことになつたといふ噂を聞いております。まあこういう問題をなつてゐるのですから、いつかは採用されることになるかも知れませんが、まあ日本といたしましては、週でございまして、ウイークデーなんかを余り日本としては重視されてないやうでございまして、ヨーロッパ、アメリカなんかでは、このウイークデーが重要でありますから、恐らくそうなるだらうと思ひます。又一方においてキリストのカリリクあたりになると、又問題が来るんじゃないか、いろいろ問題がありましようから、これは実現はどうかと思ひます。若し実現するといふことになりますれば、一九五六年だと思ひますが、それまでには始めないらしゆうございまして、まあこれが私達甚だ自然科学者として、越権かもしれないが、便利なことじやないかと思ひます。殊に御承知のように、今日の現行の暦で、西洋暦は一二三月の日数が行の暦で、西洋暦は一二三月の日数が不順でございまして、よくはないかと思ひますが、細い点に對しましては、日本の科学者の間では今日言われておる西洋暦に對して、多少のモディファイケーションを工夫しておるんです。これは世界中でやるんですから、やはり同じやうに多数決で決めるより

仕様がなないぢやないかと思つております。それから第二におつしやつた開年のことでございまして、これは大変な問題になりまします。若し法律に落ちておるやうならば何とかお考え下さらなければ困るだらう、といふのは、これはグレゴリー暦の本質でございまして、四年目ごとに一回ですが、閏年を置いて、四角切れる年で零が……ちよつとはつきり覚えていないので失礼いたしました……は、閏年でなくするといふ規則がございまして、これは地球が太陽を廻る周期が三百六十五何々と端数になつておるやうなもので、それがいつも端数でなくしてあるのが積り積つて一日二日と狂つて来るのを防ぐために、さういふ閏年を置くやうになつております。これはグレゴリー暦のなんぞでございまして、太陽暦を採用するといふ觀念の中には、それが含まれておるだらうと思ひますが、一九五二年は、閏年にならなくちやいけないと思ひます。すから、或る適當な機会にそのやうにお運び願ひたいと思ひます。

○三島通陽君 宮澤先生に一つ伺ひたいんですけれども、この前の公聴会の時でございまして、御欠席の有識者の方の御意見に、元号問題を取上げるのは馬鹿なことだといふお話がありましたが、私はそれを別に言葉尻を捉へる氣は少しもないのでありまして、丁度宮澤先生が初めの方におつしやつた意味におきまして、私共立法府の者としてそれをこのまま放つておくわけに行かない、研究しようといふやうなつもりで今度始めてゐるわけでございますが、そこでまあさういふ意味のこと

を極く簡単に申しまして、次の質問をいたしたいわけでございますが、その私の言つたことに對しまして、どなたから、どうも三島は今の元号といふものは法律的根拠がないといふやうなことを言つたと、甚だ怪しからんといふので、お叱りの投書なんですけれども、を、後で頂きまして、そのお手紙の中に、お前に法律的根拠はないと言つたけれども……必ずしもさうも言わなかつたんですけれども、さうとられた、美濃部先生と佐々木先生が立派に法律的根拠があると言つておられると、にも拘わらずお前の言ふやうにそんなことを言うのは怪しからんと書いてありました。そこで美濃部先生と佐々木先生の憲法論をちよつと読み直して見ましたんですけれども、必ずしも私のその時申したことに違つていなやうに思ひますけれども、まあさういふやうにも解釈しておられる、相當な方でございまして……。そこでさういふやうに解釈される方もあると思ひますので、宮澤先生に、美濃部先生、佐々木先生の日本憲法論の中にございましてこの一世一元制につきましても御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(宮澤俊義君) その元号の法律的根拠云々といふ言葉はちよつと語弊がございまして、終戦後も元号が行われておるので、法律的根拠といふのは、理窟から言へばない筈はない、あるわけなんです。問題は成文法といふ意味のことだらうと思ひけれども、何か法律の根拠がないといふと、違法のこととではなし。私共としては慣習法的根拠は無論あるんです。ただそこが、一世一元という原則が現行法で認められ

てゐるといふことが問題だと思ふので、美濃部、佐々木両先生のその辺のお考は私よく存じませんが、或いはそれも又一世一元の原則が引續き慣習法的に認められてゐるといふお考えかも知れません。成文法にはないからさう考へるより仕方ないと思ひますけれども、その点私はやはり先程申しましたやうに、一世一先の原則といふものは天皇統治といふこととやはり離るべからざる關係にあるのでありまして、ですから明治改元の時に、一世一元にしましてからは先程萩原さんも申し上げましたやうに、明治天皇の明治四十五年七月三十日お隠れになつたその瞬間から大正元年になるといふやうに、飽くまでも年号の存続期間、即ち天皇統治期間といふやうに、はつきり決めてある。さういふ制度になつたわけですから、その意味の一世一元制といふものは、やはり私は皇室典範、明治憲法の消滅すると同時に、消滅と解釈すべきではないかといふのが私の意見です。ですから元号は無論慣習法的根拠はあ

る。決して違法のものでも何でもありません。これを政府なり国家機関が公の標準として使つてゐるのは当然の話でありまして、これは現行法であります。併し一世一元といふことと、元号制度は必ずしも同じではないのですから、一世一元という原則は今認められてないのじやないかといふのが私の考へです。それからただ一世一元でなく、元号の制度がそのまま引續き行われてゐる。従つてこれは一世一元なのか、又いつ改めたらいいかといふことは全然規定はない、その点がすべて……。従つて国会がやはりお定めになるところじやないかといふのがまあ私の考

えです。

○堀越儀郎君 藤澤先生にお聴きしたいのですが、元号は政治の象徴だとおっしゃいましたけれども、過去においてはそうであつたかも知れないが、現在の情勢から言うてむしろ反対の方向になつておるじやないか、又そうさせなければいけないのじやないかと思ふのですけれども、現在でも又日本の將來から言うてそうあるべきだと思ふになつておられますか。

○参考人(藤澤儀郎君) 私は先程申しました通り、国の政治の象徴が元号だと思はしたので、一世一元について問題として先程申し上げたのではないのでありまして、政治によつて元号が改まる場合がある。又そういう意味から考えなければならぬ。例えば明治と言つたような問題も、すでに後土御門天皇の文明の年号が改められたときに明治が取上げられた。それから光格天皇のときに寛政という年号、そのときにもこれは政治は緩かくなければいけない、それから猛々しいものを救い、猛々しいものは緩かなものを救う。そして政は和を以てする。という意味で政治の象徴となつておる。すれば一世一元というものはこれは法律によつて決められるけれども、併し年号はそれを離れて考えられる。例えば昭和の年号は敗戦と同時に、憲法が變つたときに改元するべきがよろしいのではないか。そしてそれにふさわしい元号を用いるということの元の思想をそれに取入れた方がいい。何もこの元号は、法律になつてから天皇と非常な大きなからみ合いをする、もともとこれは政治の象徴である元号と天皇と御一緒にすることは考えな

くてもよろしいのではないか。それです。それから先程の第二の問題で、西暦を一般に使用するということが賛成である。併し元号は国の政治の象徴として保存するようにしたい。又この西暦ということも非常に怪しいのでありまして、第一キリストの誕生にしましても十二月二十五日、これは紀元四世紀のローマの冬至祭、冬至のお祭りの思想が加つて十二月二十五日になつた。神様というものは大概十二月二十五日に誕生されている。例えば印度のクリシュナも十二月二十五日、ペルシヤのミトラも十二月二十五日、それからエジプトのホルラスもギリシヤのク羅馬も又スエーデンのルシヤも十二月二十五日誕生。日本の天照大神も十二月二十五日が誕生日であつたのであります。それは岩戸開が説明しているように、あれは神格としての太陽が死滅するという意味が、それが當時は日が段々短くなつてゐる。それで太陽が死滅するのではないかと、それで、その再生を願うのが、これは古代民族の仕来りではないか、この冬至頃太陽は薄くなる。それを火を焚いて太陽を呼び戻して、太陽に光を添えて、そうして太陽を再生させるという意味から神様の誕生というものが出来た。再生ということから紀元四世紀頃のキリストの誕生も冬至祭と一緒に十二月二十五日になつたというように考えられる。紀元というものは別に科学的な、或いは又数学的な意味を持つてきてきたのではない。宗教的な意味から言つても、日本は決してこの西暦を用いてもそれがキリスト教じみするということを考える必要はないと思ふ。それで西暦を用いることについては、あ

らゆる宗教の、又神格としての偉大な神の誕生が十二月二十五日。それが又キリストの誕生である。日本の太陽神の神格としての誕生日も十二月二十五日ではないか、これは西暦を使つても、宗教的な意味でキリスト教じみるというようなことを言われる必要はない。私は西洋暦を便宜上使うというところについては大賛成であります。併し別の意味で元号は国の政治の象徴として残すべきではないか。或いは學者又は政治家の委員会の席上で、国の終戦によつてこれから平和を願ひ、又憲法で戦争放棄というような理想を表現して、元号の上に表わして行く。国の政治の象徴とするというような意味からこれを保存すればいい。国民の上に及ぼす影響といひ、又西暦使用の上においても非常な意味をなすのだ、こういうふうに思ふのです。

○梅原眞隆君 私宮澤先生にちよつとお教えを願ひたいと思ひます。この問題については、先だつて宮内府の方な厚生省の方にもちよつと御意見を聴いたのですが、今私は先生に対して、私が提出する問題に対しての先生の御意見をお教え願ひます。

第一は、今度の新しい皇室典範に一世一元の條項がなくつた、こういう事實です。これに対するその解釈。第一お尋ねしたいのは、天皇の地位が主権者という地位から象徴という地位に交換されておる、これは明瞭です。それでであるから一世一元ということをおれに規定してないのは、天皇に対する觀念が違つたから、それであれを取つたのである。こういう一つの考え方も成立し得るのがある。それから一方にはそうでない。何も一世一元と主

権と結び付くものでない、象徴として今もある。先生の御意見にも出ましたが、象徴としての天皇で一世一元が成立し得るという考えも成立つ、これが一つ。天皇主権という制度を変えたというところは、先程先生のお言葉の中に伺つたのですが、在来の天皇制が變つたから、在来の天皇制というお話があつたからお尋ねする、そういうようにどちらに解するか。一世一元は主権と結び付いておる、だから当然主権をやめたから、その一世一元ということとは当然なくなるのだという御論議で御立論になつておるのかどうか。

第二には、これをやめたということをお尋ねするので。私は法制局なり、宮内省の方に、これは事非常に早急な間であつたために、あの憲法をやる間に、すべての問題を整理する余裕がなくつて、この問題はこの程度で一応止めて置いて、当然これに対する法律的な措置を講ずるという考えを持つてやつたのか。それから又根拠がないからこれを放つて置いたのかどうかということも尋ねた。私は実は先生のお考えでは、当然私はその變つたということに關して、何かの善後措置がなくつてはならないと考へます。その善後措置をするということについて、いろいろ立場があると思ふ、だからあれがなくつたというところは、それは否定したのだ、言葉を換えて言う、皇室典範という性質のものに記録しなかつたのであつて、實際は、つまり成文法ではないけれども、国民の上にそういう法律はないだらうけれども、そういうものを一つ認めておる、否定したので、法律的意味にということ、つま

り皇室典範に抜けたということが法的に否定したということになるかどうか、これは極く細かな質問であります、その二点について先生の御意見をお教へ願ひたい。

○参考人(宮澤儀郎君) 皇室典範ができましたときに、元号の規定がなかつたということは、勿論關係者は明瞭に意識してゐたところだと思ふのであります。それは知らずに抜かしたというのではない。その理由は、恐らく、私も実は皇室典範の、この貴族院の委員会に出まして、その点を実は聞こうと思つたのであります。何かあの頃いろいろな事情で非常に急ぎましたために、遂にその点はつきり私自身聞きませんでした。私だけの想像で、何分その頃は早急の間であつたから、取敢えず元号の問題には手を付けないということと、あそこ規定しなかつたのだらうと思ふ。つまりあの當時の立法者の意思は、今までの一世一元、或いは元号制度を根本的に變えるという積極的な意思があつたのではなくて、少くとも今の皇室典範の規定をそのまま存続することは適當でない。従つてまあこの際それは皇室典範には規定しないで置くということに止めて、あとは慣習に任ず、恐らく適當の機会に何か善後措置を講ずることが望ましいのじやないかと考へたのだらうと思ふ。併しその際にどういう結論を考へていたか分りませんが、恐らくそれは確定的なものはなかつたのだらうと、つまり今直ぐそれを変えてどうするかということまで行つていないから、併し今までのものをそのまま使用することも適當でない。だからこれを載せないで、これは今後のあれに俟つとい

う意味であつたろうと了解しております。そこであつたはその規定の解釈になるわけでありませう。私先程申しましたのは、元号という制度をそこで否定したわけではない。元号という制度は、今まで通り暫く認めるといふことになつたと見ていいが、一世一元という制度は、恐らくそこで否定したと見るべきではないかといふのが私の解釈です。併しその点は今の御説明のように、新憲法で天皇が国の象徴であられるという原則に相成つたために、その象徴たる天皇といふことによつて、天皇がつまり象徴たる天皇になられた時に元号を改めるといふ意味において、一世一元という原則が考えられないといふことはなかりと思ひます。ですから先程藤澤さんがおつしやつた、美濃部先生、佐々木先生の御本を、私よくその箇所は覚えておりませんが、若し一世一元を現行法が認めているといふ御解釈であるとするならば、その趣旨は、天皇が現在主権者であられるからといふ意味でなく、天皇が国の象徴としておられる以上、その象徴が変わられた時に元号が変わるといふ意味においては、一世一元が認められているのではないかといふ意味であると思ひます。そういう解釈も恐らく成立つと思ひますが、私としては、やはり明治改元の時の氣持、それから皇室典範ができた時のそれによることを定めたあの精神、それからその後の元号の運用といふことが、そういうことから考へて、やはり天皇が日本を統治せられるという原則が消滅した以上は、それと共に一世一元の原則も廃止されたと見る方がいんじやないか。こういうふうに私は解釈して、先程のような

ことを申ししたのでありますが、その点はお言葉の通り、違つた解釈も十分成立し得ると思ひます。つまり象徴という点に重きを置くか、つまり今まで明治以来の元号が、一世一元の趣旨が、天皇が象徴であられるといふところに重きを置くか、そうでなく、天皇が日本を統治せられる、統治権を總攬せられるといふところに重きを置くか、それによつて違つて来ると思ひますが、私としてはどうもあの一世二元の精神は、天皇が日本を統治せられた統治権の總攬者として日本の国に君臨せられたといふことにあるのであつて、大正十年といふのは、大正天皇が日本を統治せられた大正天皇の御代の十年と了解しておりますから、そういうような意味におきまして、私はその一世一元は、皇室典範の廃止によつて廃止されたと見るべきではないかと、こういうふうに解釈したわけでありませう。

○若木勝藏君 私藤澤先生にちよつとお伺ひいたします。一世一元と關係なしに、元号は国政の象徴であるとして残したいといふようなことを伺つたのでありますが、それに間違ひないと思ひますが、一応私も御説については、確かに考えられるところがあると思ひますが、さしてそれでは、天皇に主権があつた場合でなしに、現在のやうな場合においては、どういふやうな時にこれは改元といふやうなものが行われて行つたらよいものであらうかといふ一応のめどがなければならぬと思ひます。天皇に主権があつた場合には、一世一元といふやうなやり方でも、改元といふことも考えられますけれども、そうでなくなつた場合に、どういふ機会を捉えて改元していいのかとい

うようなことについてのお考えがありましたら。

○参考人(藤澤衛彦君) 今のお尋ねでございます。私は国の政治の運営の如何によつて元号を考へる。若し政治の象徴であるといふことを取上げるならば、例えばこの敗戦の時に直ぐに改まるといふやうな一つの時期もありませう。又国の政治の大本に何らかの一つの基準なり、それからものが変わらうか、改められるといふやうなときに、政治の象徴をそこにお求めになるといふやうなことから、国の政治が改められて行く。それは過去を尋ねますと、私内務省の社会局から「歴代救護施設状況」といふ本を出しておりますが、これは震災當時の書物であります。そのときに震災があつた場合に年号が改まつたといふ先程のお話がございます。たけれども、そのときの政治の主権としての天皇は、この天災について何らの御処置をなされなかつたといふわけではないので、例えば檢察使を出し、そして地方の政治がどういふやうに行われてゐるか、この震災の処置をどういふやうにしたらいといふことについて非常に処置をとられた。それがつまり政治の上に現れた元号の象徴の表現であるように考へるのであります。つまり国の元号の改元といふことに對しましては、政治の上に立つ人達のお考え、それから国の何らかの改まりによつて変へて行くといふことは、その当局の局に當られた人達のお考えによつて決められて行くといふのじやないかといふやうに考へるのであります。一応不備ではございますが、お答えに代まつ。

○堀越儀郎君 藤澤先生にお聞きしたいと思ひますが、そういうふうに年号、元号といふものが政治の象徴といふことになる、そうすると政治の大本がいろいろ變つてくる場合、そのたびごとに變えた方がいいといふお考えですか。

○参考人(藤澤衛彦君) それはそのときにつまり国会、それから又そのときの国の政治を行なつておる内閣が国会にかけて、然るべきときに變へて行けばよろしいのじやないか。その事件は歴史を通じて必ず起つて行くといふことは考へられるのであります。これは必ず將來においてもそういう国の政治の象徴を決めた年号の変わるべきものが、歴史の上に必ず来るといふことは考へられるのであります。

○堀越儀郎君 過去の歴史ではさうであつたでしょうが、明治になつて非常にそれは煩しいといふので、一世一元の制を立てられたわけでありませうが、あなたのお考えからすると、又それに逆戻りするやうなことになるやうな。

○参考人(藤澤衛彦君) これは年号が非常に私は長く続くといふことを予想するのであります。明治四十五年といふやうな年は、相当長いのであります。それ以上の長い年代を以てその一世一元の時代が来るといふやうに考へるのであります。

○堀越儀郎君 そういうふうにしますと、例えば現実の問題といひましたし、保守勢力の自由党が内閣を組織した。これは選挙などで急進派の社会党なりが内閣を組織すると、又政治の根本理念が違つて参ります。そうすると、そのたびに又變るといふやうなお考えですか。

○参考人(藤澤衛彦君) これは今の年号を變へるといふやうなことに對して、つまり過去の改元のときについて相當な學識、有識者を以て元号の委員にいたしておられます。その中に選ばれておるのは清原家、或いは大江家、菅原家若しくは藤原家の中でも相當の學識ある者がそれに選ばれるので、さうして元号の改元に携つておるのでありますから、今後も又組織によつてその元号が變えられるといふ一つの制度がそこになされれば、その憂いはないのじやないかと考へます。

○委員長(山本眞造君) 外にどなたか御質問ございませうか。特に今日天文台長に来て頂いたのは、左藤君の御要求があつたからであります。さつきどなたでしたか御質問がありましたね、藤田さん、大体あの程度でよろしうございませうか。

○藤田芳雄君 閏年の話が問題なんです。……

○参考人(萩原雄祐君) 閏年の話であります。ここに書き写して参りました明治五年十一月九日の太政官布告第三百三十七号の太陽曆を使うといふところの第二項に「一ヶ年三百六十五日十二月二分(四年毎二)一日ノ閏ヲ置候事」とありますが、これが今では廃止されたことになつておるのでございませうか。

○委員長(山本眞造君) 法制局の杉山さんにお伺ひします。

○法制局参事(杉山恵一郎君) 廃止されてないといふ考へ方でありませう。

○委員長(山本眞造君) 外に御質問ございませうか。……それでは今日は大体この程度で止めておくことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山本眞造君) 御異議ないと認めます。今日は年号の問題につきまして、各方面の権威ある方々の御出席を得まして、非常に有益な御意見を承りまして、誠に有難う存じます。調査の上に非常に参考になると存じます。御出席頂きましたことを、委員一同に代りまして、厚く御礼を申し上げます。それでは今日の午前の文部委員会はこれで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時四十七分開会

○委員長(山本眞造君) 休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。各位にお諮りをいたします。日程を変更いたしましたので、新たに本委員会に付託されました国立学校設置法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び図書館法案について、政府の提案理由を右の順序によつて聴くことにいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山本眞造君) それではそのように取計らいたと存じます。それでは国立学校設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を高瀬文部大臣にお願ひいたします。

○国務大臣(高瀬眞太郎君) 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の骨子を御説明申し上げます。

昨年、国立学校設置法が公布施行されましたが、約七十の国立大学が発足いたしました。以来約一年を経過いたしましたので、今や第二年度を迎えようとして

しております。その間におきまして各国立大学は、いずれも鋭意その組織の整備と内容の充実とに努めて参つたのでございまして、この整備充実の結果を法文化するために、国立学校設置法の一部を改正する必要があると思ひますが、この法律案を提出した理由でございます。

以下、その内容の骨子を簡単に御説明申し上げます。

先ず、北海道大学外三つの大学については、既設の学部を分割することによつて新たな学部を作りました。これは、昨年度学部発足後一年間に教員組織上の必要もありまして、分割の計画を立て、大学設置審議会の承認することとなつたものでございます。第二に、一部の国立大学について、その附置研究所及び学部附属の研究施設の新設合併を行いました。第三に、国立教育大学及び国立聾教育学校を東京教育大学の附置学校として昭和二十六年三月三十一日まで設置することとした

ました。第四に、旧制の学校で、募集停止の結果本年三月を以て職員生徒の定員がなくなるものを削除いたしました。最後に、国立学校に置かれる職員集停止等に基づく増減に應じ、昭和二十五年年度予算に対応するように改正いたしました。

以上が、本法案の提案理由及びその内容の骨子でございます。どうか、十分に御審議頂きますので、速かに御可決下さいませよう願ひいたします。

○若木勝蔵君 議事の進行について……今文部大臣の提案理由の御説明がありました。続いて又他の法案

についての御説明もあるようでありませうけれども、今人事院総裁がお見えになつておりますので、総裁に対して私は給與問題について緊急の質問をいたしたいと思ひます。動議を提出します。

○委員長(山本眞造君) 只今若木君から緊急質問をしたいという御要求がありました。それを御許しすることに御異議ないでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山本眞造君) 御異議ないものと認めます。若木君。

○若木勝蔵君 人事院の総裁に対しては、給與問題について二、三の点を質問したいと思ひます。公務員の給與ペーシングの問題につきましては、先に人事院からの勧告も行われたのであります。それから又国鉄の裁定に対しての東京地裁の判決問題もあります。それに関しまして、政府としてはこれを更に上訴するというふうな意向が新聞等で発表されてあるのであります。とにかく今の六三ペーシングについては、この三月三十一日を以て効力を失うように考へるのであります。それ等に関しまして人事院としてはどういふふうな御措置をなさるおつもりか。それについて先ず伺ひます。

○政府委員(浅井清君) 誠に御尤もなお尋ねと存じます。お示しのようによつて三月三十一日を以て現行の給與法は効力を失うことに相成りますので、このままでもあります。四月からは俸給その他の給與を支拂う基礎がないことになることは御承知の通りでございます。併しながら人事院といたしましては先に七千八百七十七円の勧告をいたして

おしまして両会側におきまして、この勧告の趣旨に沿つて御立法になることを最も強く希望いたします次第でございます。従ひまして若しもここで人事院が四月以降の給與について措置をいたさなければならぬといたしますれば、人事院といたしましては、七千八百七十七円を基礎とする措置をいたす外はございません。併しながら、御承知のように入事院は直接この給與改正の法律案を国会へ議案として出す権限を持ちません。御承知のごとく国会へ政府提案の法律案を提出いたしますのは、内閣総理大臣だけでございます。従ひまして若し内閣におきましてこの人事院の勧告を容れないで、現行通りのペーシングで四月以降の措置をいたすと、こういうことになりませうれば、これは内閣において御立案になる。即ち四月以降に現行給與法の効力を延ばすと、こういうふうな法律案が内閣において作成せられるであらうと思ひます。若しもその場合に人事院に対しては、何か四月以降の給與について立案せよとの仰せがございませうれば、人事院といたしましては、飽くまで七千八百七十七円を基礎とした法案を作成する外はないと、かように考へております。

○若木勝蔵君 そうしますと人事院としての措置は、一応七千八百円ペーシングとして考へられるようになるのであります。その際に政府といたしましては、どうしてもしよう措置をとらん、こういうふうな、対立が行われた場合は、人事院としてはどういふ措置をとられますか。

○政府委員(浅井清君) 若しも政府の方において何の措置もとらないという

ことは、これは考へられないのでございませう。何かの措置をとりませんと、四月以降、全く俸給を拂う基礎がなくなるのでございませうから、これはまあ常識で考へましても、政府といたしましては必ず何かの措置をなさるであらうと存じております。又これが恐らく間違いないと考へております。

○若木勝蔵君 それではさういふ点で一旦質問を保留しますが、次に二点ばかり質問したいと思ひます。第一は文部教官、特に地方の師範の附置小学校の教官の給與と、これがその地方の公立学校の教員の給與に比しまして、大体全国的に調べて見ますと、その半数、七百九十九の中、三百九十五といふふうなものが非常に低くなつてお

る、地方教官よりも文部教官が……この問題につきましては、いろいろ考へられるのであります。まあ給與の主体が違つてからしてさういふことが起り得るだらうと思ひます。片方は文部大臣であり、片方は地方の知事といふふうな恰好になりますので、当然さういふふうなことが起り得るだらうと思ひます。

尚この問題は今後、平衡交付金制度で以て、教育費が地方に委譲された場合には、更に起つて来る問題だらうと思ひます。この場合に私の考へる点は、元來附置小学校といふふうなことになるまいかと、割合に優秀な人方が集つて、さうしてこれは單に子供の教育をするといふことの外に教育の研究、更に加へまして教生の指導といふものが大きな役割になつて来るのであります。さういふふうなところ

の附置小学校に勤務しておる教官が非常に地方教官よりも低い位置にあるといふことは、私は問題だと思ひますのであ

道あたりにおきましては、なか／＼附属の教官として採用しようとしても来ないというふうな実情も見えておるのであります。ですからこれは日本の教育というような方面から見まして、何らかの手を打たなければならぬ、こう思います。先ず第一に私は今のベース改訂というふうなものが根本的に行われる場合には……この附属教官というふうな者の身分は、これは他の大学の教授などと同じような位置に置かれておるのでありますが、これは性質上地方の教官との交流が非常に起り易い。附属に来たり、或いは附属の学校から地方の校長さんなり、或いは教頭になつたりするというような交流が非常に多いのであります。そういうような關係から何らかこれに対する一つの給與の上において特例が作られないものであるか。こういうふうに考えるのであります。若しそれが早急に作られないとしたならば、今差當つてこの四月から文部教官が赴任する、しないの問題があるのでありますから、早急の問題といたしまして何か別の手で以て、例えば教生指導というふうなものが、非常に大きな問題になるのでありますから、そういう教生指導に當てるところの費用というふうなことに、超勤の恰好になるかも知れませんが、そういうことによつて両者の調整を図るというようなことは人事院としては考えられないかどうか。この点について御質問いたします。

御承知のごとく現行の給與法は、その中に教員の給與について人事院が適當の研究をいたしまして、その結果特別の扱いをする必要があると認めたるときは、その旨を国会及び内閣へ同時に勧告しなければならぬということとを十五條に記しておるわけでございます。これは衆議院の修正によつてここに加えられたものでございまして、只今御質問のありましたように、人事院といたしましてはこの教員の給與問題につきましては、国会から特別な責任を負わされておる。こういうことに相成るわけでございます。そこで當時この規定を衆議院で御修正になつてお加えになりました趣旨は、大体二点あるように存じております。

第一点は、現行のように学校教員の給與を強いて一般公務員の給與と同じ俸給表に当てはめることは、甚だ学校教員の特殊な立場から不適當であるというような趣旨が一つ。

第二は、かね／＼恵まれない学校教員というものを十分優遇しなければならぬ。こういう御論議があつたように記憶いたしております。そこで人事院にいたしましてはその趣旨に従ひまして、従来から準備をいろ／＼整えて研究をいたし、試みの案等も作成いたしました次第でございますが、只今お示しの点等も一つこの際は根本的に従来の点等も一つこの際は根本的に従来の行きがかりを離れまして考えたい。只今の線に沿ひまして考えたいと存じております次第でございます。ところがこここ

で一つ問題になりますのが丁度只今お示しになつた点でございますが、この人事院といたしまして所管をいたしておりますのは、国家公務員である

成つておるのでございます。ところが公務員たる学校教員は、これは別に相御承知のごとく現行の給与制度におきましては、国家公務員の給与の例によつて、やはり地方教員の給与というものが決まつておるのでございます。そういういたしますと、人事院が所管しております国家公務員たる学校教員と申せばその大部分は国立大学の教授でございまして、附属小学校等の教員は極めて少数でございます。ところが地方公務員たる学校教員ということが地方ですと、小学校、中学校の先生は非常に多いのでございます。そこで只今仮に人事院が、国家公務員たる学校教員の給与について何か立案いたしますると、その極めてささやかなる部分であ

る附屬小学校の先生の給與に、全部の
地方公務員たる学校教員の給與が右へ
ならえをするという、こういう現状に
なるのでございます。そこで人事院と
いたしましては、いろいろな点から非

常に慎重にこれをお考へておるのでござ
います。ただこの間にベース引上
げの問題が起つて参りました。そこで
先ずこの問題を人事院として取上げて
いるのでありまして、誠に国会の御修
正による條文の実施に遅れていること
はこれは申せないのでございますが、
かような事情でこれは遠からず文部当
局ともよく連絡をいたしまして、一つ
従来の行きがかり等をも考え直しまし
て、御趣旨に沿うように処置いたしました
と、まあ只今のところ具体的なお答

えはできかねるのでございますが、往
来の行きがかりに囚われずに、やり直
して見たいと、かように考えている次
第でございます。

と思うのでありますが、それは地域給の問題であります。事例を申し上げますと、北海道においても先般行われたのであります。が、釧路市を中心にしてあたりの鳥取町というような町村が合併になったのであります。ところが従来から釧路市に在る者は地域給を貰つておりますけれども、漸らしく合併で以て入り込んで来たところの先生方は地域給を貰えない。ここに非常に不合理な点があるのであります。これはどういうふうな一つの……まあ私調べたところと言うと、二十三年の法律第二百六十五号のあれば第二條、第十七條あたりがこういうふうな元を作つてゐるのではないかと思うのであります。が、考えましても非常に不合理のよ

うに考えられる。そのためにいろいろな教育上にも面白い問題が出て来ると思う。これは單に教員ばかりでないので、外の方の公務員も関係しているだろうと思うのですが、この

点についてこの不合理を排除するところのお考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○政府委員(浅井清君) これも又丁度いい按配に地域給に関する御質疑を頂きましたので、ちよつと説明させて頂きたいと思いますが、従来の地域給は非常に非科学的でございまして、殊に漸次地域給を與える地域を追加いたして参りました、この国家公務員に対する地域給が、只今申しました教員の俸給のように地方公務員に右へならえを

して皆それによってやっていると、こういう状態になっているのでございます。ところがこの従来地域給を追加いたします場合に、全国的な科学的な

の強かつた地域が加えられ、運動の弱かつた地域が洩れるというような不合理がございましたので、人事院といたしましては、この地域給というものを根本的にやり直す考えで、この地域に関する物価差というものを昨年の五月に統計局の指定統計といたしまして、全国約三百八十の都市を基礎として完成をいたしました次第でございます。これによりまして全国的に科学的な地域給というものを新たに拵えたわけでございます。ところがその結果によりますると、この物価の地方差というものは思つたよりも少いことに相成つております。現行法によりますると最高三割ということに相成つておりますが、大体最高二割程度でいいじやないか、

それから五分刻みでずつと下まで行く、大体この程度でいいのではないかという結論に達したのは、つまりもはや地域給では生活費の調整というものができないのであつて、どこもこ

こも物価というものは実は高くなつてゐる。従つて本俸であるところの給與ベースそのものを上げるといふことが一番いい方法である。こういうふうになりましたので、御承知のごとく人事院の勧告におきましては、給與ベースを引上げ、その代りに地域給を二割まで落す、こういうふうな勧告をいたしておる次第でございます。私共、いたしましては、お示しのいろ／＼不都合もございますが、従来の地域給は全部この際やり直す、こういう考えで

ございます。今お示しの個別の場合にはどうなりますか、調べて見ないと分らないのでございますが、人事院といたしましては全園的にすべて地

この点改めて人事院を国会としては見直さなければならぬ段階に達しておられますので、この点をお伺いして置きたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 誠に痛み入つたお尋ねであります。お言葉返しに基た失礼なものでありますけれども、先ずこれを制度の上から考えれば、若し人事院の権限というものがこれ以上強い、只今よりも強いものでございまして、或いは直接議案を国会に提出するとか、或いは給與予算を大蔵大臣及び内閣から離れて人事院が作り得るというふうな強さがここにあつたといたしますれば、これは憲法上如何なものでございましょうか、私は少しく疑問のうちに存じております。ただ併しなから、これは決して私共が勧告に対して責任を持たんとか、諦めておるとかというふうな趣旨ではございせん。一体あのような勧告の制度、或いは国鉄の裁定でも同じこととございするが、あのような中立性を持つております機関に、或る一つのことを決めることを委任いたしました、或いは勧告をすることを委任いたしました場合には、その裁定なり勧告というものを最大限に尊重するということを前提として、初めて法律は動いて参るものだと考えております。従ひまして人事院が未だ勧告しませんが、内閣側におかれまして、もうベースは上げないのだということを頻りに申されまうことは、これは人事院といたしましては甚だ不満であることは、岩間さんと恐らく同じ考えだと思つております。○岩間正男君 それは今までもお聞きしておつたのであります。人事院は非常に不満である。それで不満の形で今

後いろ／＼努力されるのでありましようけれども、人事院そのもののやはり基本的な性格がここで問題にならなければならぬと思ひます。實際これは緩衝地帯みたいなもので、元は私たちが労働運動をやつておりましたときには、こういうものはなくして、直ぐに政府と直接団体交渉をやるといふところで問題は解決が早かつた。ところが實際人事院は期待した性格が出てないために、非常に却つて大衆を何と言ひますか、惑わすというふうな性格になつておる。そういう点から考えて、これは淺井総裁としてどうですか、これに対して自分としてそういう職責を全うしないというふうな段階において、進退問題のようなことについて考えられたことがあります。

○政府委員(淺井清君) 私はこの勧告の趣旨を貫徹するために、国家公務員法において許されておりますところの十分な責任を果して参つたといふ考えは持つておる次第であります。ただ行政権は内閣にあり、國務大臣は連帶して国会に対して責任をとつておられますし、人事院の勧告は何か科学的な給與であるかといふことを決めるというところでございまして、財政上の立場はこれは国会及び内閣の責任でございまして、これはどうぞ岩間さんの一層の御盡力を得たいと思つております。

○岩間正男君 総裁は非常に自分の力を謙遜されて言われたのであります。が、無論これは組織の中における一総裁の力の問題でありますから、その点これは議論して見ても始まらないと思ふのであります。併しやはり今労働者の生活は、殊に官庁労働者の生活

は窮迫しておるのでありますから、この点もう少し徹底的に人事院がそういう職責を全うするといふことを私は希望したいと思ひます。もう一つ簡単に伺ひたいと思ひますが、年末賞與の制度を制度化しようといふようなことを政府が言つておる。それで今全官の諸君達が給與改訂のために立ち上つておるので、これを何とか紛らわす方法だといふように考へるのではありませんか、増田官房長官なんかの話では、これは大蔵委員会において、今年度の年末賞與の問題のときに私は質問したのであります。給與体系については変更しない。給與体系については変更しないという考へ方でありまして、人事院は若しそういうふうな政府が年末賞與の制度というふうなもので、この問題自体を非常にごまかして来るようなことになる、給與体系は非常に混乱して来ると思ひますが、この点についてどういふ考へを持つておるか、参考までにお伺ひしたい。

○政府委員(淺井清君) 賞與の問題についてお尋ねがございましたが、只今問題になつておる賞與という点には、二種類あるように思つております。第一種はいわゆる御褒美の意味の賞與といふことでございまして、これは個人的に出すもので、そのような賞與ではなくて給與として一般的に與える賞與、例えば年末手当のごときも、そういうものをお指しになつたと思つておられますので、その意味でお答えを申し上げたいと思つております。一体この賞與といふものはこれは我が国においては従来民間におきましても一般に封建時代にも下級の侍は賞與とい

ふようなものを持つていたのでございします。が、人事院といたしましては、この窮迫しておる賞與の公務員が如何程でも給與がよくなるというのなら反対すべき理由はございませぬ。併しながら、只今政府の考へになつておる賞與は、ベースを上げないから給與を出すのだ、ベースを上げられないから少くない金のいゝわゆる涙金で賞與を出す、こういうふうな考へでございします。人事院としては反対でございします。人事院といたしましては、そのようなお金があらればこれは給與の改訂に振向けられることが最も正しい行き方であらう、かように考へておりました。昨年末の賞與の問題につきましても、そのような見解を持して参つたのでございします。

○藤田芳雄君 丁度給與の問題が出ましたので一点お伺ひしたいと思ふのですが、又賞與の問題についてもお聞きしたいと思ひますけれども、今お話がございましたから重複を避けます。やはり政府のお話の中にベースを上げることはできないが、實質的に給料を増してやりたいと思ふ、まあ能率給といふような意味合において實質的には七千四百円くらいまでは今の予算のままでやつて行けるのだといふことをしば／＼言つていられるのですが、一体そういうふうな形でベースは六千三百円ベースであるのに實際において七千三百円ベースでやつて行けるといふことを言明しておられるのですが、それはどういふ形において出そうとしておられるのか、或いはそういうことが可能なものであるか、その点人事院総裁からお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) これは実は私からお答えするのは如何かと思つております。人事院といたしましては、そのような見解を表明いたしましたことはございせんので、どのような基礎で内閣側において申されましか分らないのでございします。ただ掛り合ひがございしますからちよつと申し上げたいのでございします。ベースは上げられないが實質賞金は七千四百円まで上げるということは如何でございします。私の解釈いたしますと、實質賞金と申しますのは紙幣を拂ふことではなしに、或いは生活必需品の値段が落ちますとか、或いは電車賃が下りますとか、そのようなことが實質賞金であらうかと思つてございまして、七千四百円まで實質賞金を上げる、賞與のようならぬを出して上げることにいたします。やはり現金の支拂といふものの形が出ますから、これはいゝゆる實質賞金ではないように思ふのでございします。この点は如何なものでございしましょうか。

それからこの能率に従つて拂うといふことでございします。一体この能率の測定、エフィシエンス・レーディングといふものは非常にむづかしいものでございまして、国家公務員法でそういう制度の採用を人事院が立案し、やることになつておりますが、まだその緒についていない状態でございます。それから、こういう場合に能率のよきものに賞與を與えんと申しますと、それが非常に科学的に、合理的に行えるものでございましょうか、この点は議論があるように思つております。ただこの只今お示しのこと自体の

非常に結構で、その差が余りないし、本給の方を上げたいと思います。これはもう非常に望ましいことでございま

これは国会議員各位におかれましても非常な関心をお持ちになつておることであると思います。そこで人事院といふしましては、これを人事院独断で決

た場合には、必ずそれに対して超過勤務の手当を拂うことは給與法の命じておるところでございます。殊に罰則の規定を見ますれば、拂うべきものを拂

○委員長(山本勇造君) それではこの問題に対しては、尙まだ御質問がおありだろうと存じますけれども、給與問題に関する緊急質問は、今日はこの程度

は、その予算の残というものもない。そういうふうな場合に増田長官が労働組合の諸君に言明するような意味の財源というものを持たない。こういう場

合に一体どうなさるおつもりであるか、この点を承わりたい。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 教員の超過勤務の問題につきましては最近いろいろと申出もあり、文部省としてもいろいろと研究をいたしております。私の承知しておる範囲におきましては、只今淺井總裁のおつしやつたように、超過勤務を認めて、超過勤務手当を出すことを禁ずるという法律は教員についてないというわけでありまして、大體今までの考え方といたしましては、教員については超過勤務は認めないんだと、そういう建前で以て一般的に扱われて来たようであります。従いまし

て予算上におきましては、教員については超過勤務の措置が講ぜられないと、こういうことが一般的の今までの扱い方であつたと思ひます。それと関連しまして、その代りに教員については俸給の扱いについて二号俸くらい特別の扱いをするんだと、こういうことも言われて来ておる。それが併し超過勤務がないために特にそうなつておるといふ意見と、そうでない、教員については研究費とか、研修費とか、そういう意味で以てそうなつておるんだと、こ

ういふ意見とあるわけですが、ですからその点をはつきりしないと問題が解決できない。今まで超過勤務がないためにこうしているんだという意見が非常に強いのですから、この点をはつきりさせるということが必要だと思ひます。それから超過勤務教員についてはつきり考えられなかつた根拠は、先程もちよつと触れられましたように、一般の行政事務官と違ひまして、仕事の性質上超過勤務ということを如何にして考えるかといふことが可なりむずかしい條件にな

つて来ておる。ですからこれも十分検討しなければならぬ。それらの点を十分検討いたしましたして、教員についても一般行政事務官と同じような意味において超過勤務というものが認めらるべきであるという、はつきりした根拠が立てば、そこで私の方は人事院、大蔵省と十分具体的な折衝をしたい、こういう考えであります。

○委員長(山本眞造君) そうすると、給與問題に關する緊急質問はこれで一応打ち切つてよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山本眞造君) それでは次に、学校教育法の一部を改正する法律案の提案理由を文部大臣からお聴きしたいと思ひますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の骨子を御説明申し上げます。

この法律は、従来学校教育法に規定のなかつた大学の名誉教授に關する規定をあらたに設け、又高等学校の定時制課程及び各種学校に關する規定を整理する等の必要に基きまして、学校教育法の一部について所要の改正を行うものでございませう。

名誉教授に關しましては従来は、官公立の學校についてだけ單行の勅令で規定されておりました。規定の仕方も現在では不適切と考えられますので、この際これを称号として広く国公私立の大學において一定の要件に該當する者に對しまして、当該大學の定めると

ころに従つて授與できるようにしたものでございませう。

次に高等学校につきましては、その定時制課程の定義を明確單純化し、修業年限を一般の場合には三年、定時制の場合には四年以上と定めた外、必要に応じて、養護教諭、助教諭及び技術職員を置くことができるようにする等、高等学校の実情に應じまして、所要の改正を行いました。

第三に、各種學校につきましては、その定義を明確にすると共に、認可を受けていない事実上の各種學校を學校教育法の規定によらせることについて必要な改正を行いました。

以上が、本法案の提案理由及びその内容の骨子でございます。どうか、十分に御審議頂きまして、速かに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(山本眞造君) もう一つ法案が出ておりますが、それも一語に説明して頂いた方が便宜だと思ひます。次に図書館法案の提出理由を文部大臣からお聴きすることに御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山本眞造君) それでは高瀬文部大臣。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 今回政府より提出いたしました図書館法案について御説明申し上げます。

祖国再建の途上において、社会教育の占める役割の重大さは今更申上げるまでもありません。終戦後我が国において学校教育制度の改革を見たのであるが、新憲法に保障する教育の機会均等の実をあげ、国民の教養の向上を期するためには、学校教育と相俟つて社会教育の画期的振興が行われな

ればならないのであります。昨年六月社会教育法が制定公布されましたのも正にこの趣旨によるのであります。而も民主国家における社会教育の実施は、飽までも国民の自主的な立場を尊重して行ふべきものであります。それ故社会教育法においても国及び地方公共団体は、国民があらゆる場所、あらゆる機会を利用してみずからの教養を高め得るような環境を十分に整備する任務を持つておる旨が規定せられてゐるのであります。

図書館は、このような意味における社会教育機関として極めて重要な地位を占めてゐるのであります。我が国における図書館の現状は、欧米先進諸国のそれに比して尙極めて不十分を免れないのであります。従つてこれが健全な発達を圖るための法的措置を講ずることは各方面からの要望となり世論となつておりました。

社会教育法におきましても図書館に關してはその重要性と特殊性とにかんがみ別に法律を以て定めることとしたのであります。

政府はその後鋭意研究を進め、ここに図書館の設置及び運営に關する基準及び奨励方法等を規定する図書館法案を提出することになつたのであります。次にこの法案の骨子について申述べます。

第一に、この法律案では、社会教育法の精神に基き新時代にあるべき図書館の眞のあり方を明示して、国民に奉仕すべき機関としての図書館の性格を明確に規定いたしましたのであります。

第二に、図書館職員の養成のために必要な措置を講じたのであります。従来我が国においては、図書館活動の不

振の原因の一つとして職員養成の不備を指摘することができました。元來圖書館が土地の事情及び一般公衆の希望に應じて十分にその機能を發揮するためには、これに従事する職員に必要な識見と技能とがなければなりません。それにも拘わらず、我が国においてこれら職員を養成すべき措置を欠いていましたので、本法案においては、この職員養成の制度の確立を圖ろうとしたのであります。

第三としては、図書館に對する國庫補助のこととしてあります。現在公立圖書館は約一千三百九十館の設置を見ておりますが、いずれも財政的に苦勞してあります。そこで本法案におきましては、できる限りその運営に對する財政的援助をなし得る道を開き、圖書館が新しい時代の社会教育の機關として十分な機能を發揮できるように定めてあります。

第四は、私立圖書館についてであります。私立圖書館は我が国の圖書館活動において、今日まで大きな貢獻をいたして参りましたが、今後におきましても、その健全な発達を大いに期待しております。そこで本法案においてはその独自性を尊重し、その自主性を確保するために、これに對して不当な統制干渉を及ぼしたりするようなことのないように規定いたしましたのであります。

以上本法案の提案の理由とその内容の骨子について御説明いたしました。が、この図書館法案が成立しまして圖書館に法的根拠が與えられますならば、我が國圖書館機能の充實のために資するところ甚だ大きいものと存じます。何とぞこの法案の必要性を認められ

まして、十分御審議の上速かに御賛成
下されるようお願いいたします。

○委員長(山本勇造君) 今日政府から
新たに三つの法案が提出されたので
ありまして、大臣からその提案の理由
の説明がありました。尙更に補足的
な説明が必要なのではないかと思いま
す。又皆さんの方でもいろいろ御質問
があると思ひますけれども、今日は
午前からぶつ通しでやつております
から、それらの点は如何でございま
しうか、次回に譲りましたら如何か
と思ひますが、御異議がございませ
んければ今日はこの程度で散会いた
したいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(山本勇造君) それではこ
れで散会いたします。

午後二時五十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 山本 勇造君
理事

委員 若木 勝藏君
岩本 月洲君
木内キヤウ君
藤田 芳雄君

河崎 ナツ君
河野 正夫君
岡崎 眞一君
大隈 信幸君
星 一君
梅原 眞隆君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
岩間 正男君
鈴木 憲一君

國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君
政府委員

人事院總裁 淺井 清君
文部事務官 森田 孝君

文部大臣官 房総務課長 西崎 惠君
文部事務官 劍木 亨弘君

文部事務官 西崎 惠君
文部事務官 忍君

常任委員会 岩村 忍君
専門員

法制局側 参考人
参事(第二課長) 杉山專一郎君

参事(第二課長) 天文台長 萩原 雄祐君
明治大学教授 藤澤 衛彦君

早稲田大学教授 吉村 正君
リヂェスト 鈴木文史朗君

日本支社長 稲田 清助君
文部省初等 豊島與志雄君

中等教育局長 宮澤 俊義君
東京大学教授 宮澤 俊義君

三月三日予備審査のため、本委員会に
左の事件を付託された。
国立学校設置法の一部を改正する法
律案

国立学校設置法の一部を改正す
る法律案

国立学校設置法の一部を改正する
法律

国立学校設置法(昭和二十四年法
律第百五十号)の一部を次のように
改正する。

第三條北海道大学の項中「法文学
教育学

部」を「教育学部」に、
「法経学部」を「北海道大学
部」に、

予科 附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

附屬農林専門部」を「北海道大学
附屬農林専門部」に、

の項中「富山高専学校」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

富山薬学専門部」を「富山
薬学専門部」に、

学附屬医学専門部」に、同條広島大
学の項中「広島文理科大学」を「広島
文理科大学」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

同條山口大学の項
中「山口経済専門学校」を「山口経済
専門学校」に、

広島大学	理学部	附属臨海実験所
山口大学	農学部	附属農場
徳島大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
高知大学	農学部	附属農場

改める。

第十二條中「別表第一から第三まで」を「別表第一及び第二」に改める。

附則第五項中「東京医学歯学専門学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、及び「東京医学歯学専門学校」を削る。

附則第六項を削り、附則第九項中「別表第四」を「別表第三」に改め、附則第七項を附則第六項とし、以下附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十一項及び附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とする。

附則第十五項を次のように改める。

12 第四章に規定する国立の各種学校は、東京教育大学に附置されて昭和二十六年三月三十一日まで存続するものとし、当該各種学校に置かれる職員は、東京教育大学の職員の定員に含まれるものとする。

別表第一北海道大学の項中「二、五七二人」を「二、五三九人」に、同表北海道学芸大学の項中「六六〇人」を「六七九人」に、同表室蘭工業大学の項中「一四七人」を「一六一人」に、同表小樽商科

に

大学の項中「九八八人」を「一〇〇八人」に、同表弘前大学の項中「八二一人」を「八七〇人」に、同表東北大学の項中「三、九七七人」を「三、九八六八人」に、同表山形大学の項中「五五八八人」を「五九五八人」に、同表福島大学の項中「四二六八人」を「四三〇八人」に、同表群馬大学の項中「八九七人」を「九四六八人」に、同表千葉大学の項中「一、六二八八人」を「一、六四九八人」に、同表東京大学の項中「五、八六七人」を「五、八六二八人」に、同表東京教育大学の項中「九四五八人」を「一、二二〇八人」に、同表東京工業大学の項中「九一八八人」を「九二三八人」に、同表新潟大学の項中「一、四九一八人」を「一、五一五八人」に、同表金沢大学の項中「一、七〇三八人」を「一、六九七八人」に、同表信州大学の項中「一、二一九八人」を「一、三〇四八人」に、同表名古屋大学の項中「一、九四〇八人」を「一、八九九八人」に、同表名古屋工業大学の項中「一、七七八八人」を「二、〇九八八人」に、同表京都大学の項中「三、四一四八人」を「三、四一三三八人」に、同表京都学芸大学の項中「三、一九八八人」を「三、三三三八人」に、同表京都工芸繊維大学の項中「三、四四七八人」を「三、四四〇八人」に、同表大阪大学

の項中「二、五三一人」を「二、五七九八人」に、同表神戸大学の項中「一、〇一五八人」を「一、〇一九八人」に、同表奈良女子大学の項中「二、三六八八人」を「二、三三八八人」に、同表鳥取大学の項中「八〇九八人」を「八五七八人」に、同表岡山大学の項中「一、三三九八人」を「一、三三九八八人」に、同表広島大学の項中「一、三三〇九八人」を「一、三三九八八人」に、同表山口大学の項中「三、四三三八八人」に、同表徳島大学の項中「八六三八八人」を「九二二三八八人」に、同表高知大学の項中「三、六六三八八人」に、同表九州大学の項中「二、八七九八人」を「二、八九七八八人」に、同表長崎大学の項中「一、一五六八人」を「一、一六〇八八人」に、同表熊本大学の項中「一、四四八八人」を「一、四四二三八八人」に、同表宮崎大学の項中「四二五三八八人」を「四四七三八八人」に、同表鹿児島大学の項中「八二三八八人」を「八二七三八八人」に改める。

別表第二民間電波高等学校の項中「五〇八人」を「六三八人」に改める。

別表第三を削る。

別表第四を次のように改める。

(別表第三)

附則第五項に掲げる学校の名称	上欄の学校に置かれる職員の定員
東京医科歯科大学	七九二八
大阪工業専門学校	八七八
大阪青年師範学校	三九八

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第九九四号 昭和二十五年二月十八日受理
教育職員免許法および同法施行法中一部改正に関する請願
請願者 東京都千代田区神田一ツ橋二ノ九教育会館内 荒木正三郎外六名

三月三日本委員会に左の事件を付託された。
一、図書館法案中一部修正に関する請願(第九八二号)
一、教育職員免許法および同法施行法中一部改正に関する請願(第九九四号)
一、教職員再教育予算増額に関する(請願第一〇五四号)
一、白河開を史跡に指定の請願(第一〇九五号)
一、教育委員会法中一部改正反対に関する陳情(第一八八号)
一、標準教育費法制定反対に関する陳情(第一九〇号)

第九九四号 昭和二十五年二月十八日受理
教育職員免許法および同法施行法中一部改正に関する請願
請願者 河野正夫君

第九八二号 昭和二十五年二月十八日受理
図書館法案中一部修正に関する請願
請願者 群馬県前橋市曲輪町一〇七 澁谷国忠

第二〇五四号 昭和二十五年二月十二日受理
教職員再教育予算増額に関する請願
請願者 大阪府豊中市新免八八 荒木正三郎外五十一名

第九八二号 昭和二十五年二月十八日受理
図書館法案中一部修正に関する請願
請願者 河崎ナツ君

第九九四号 昭和二十五年二月十三日受理
白河開を史跡に指定の請願
請願者 福島県白河市長 田中 仲三外十三名
紹介議員 石原幹市郎君

社会教育法第三十五條によつて国庫は公民館に対し経費の補助その他必要な援助を行う旨規定しているが、図書館は昔からまた洋の東西を問わず重要な民衆教育機関として確立されており、歴史をいまだ国際的に確立されるに至つていない公民館と同様に談ずることのできないものであつて、国家は補助金の点においても少なくとも公民館以下に取扱うことは不当であるから、今次国会に提出される図書館法政府原案の国庫補助に関する規定中「補助金を交付することができる」を「補助金を交付する」と修正せられたいとの請願。

第九九四号 昭和二十五年二月十三日受理
白河開を史跡に指定の請願
請願者 福島県白河市長 田中 仲三外十三名
紹介議員 石原幹市郎君

第九九四号 昭和二十五年二月十三日受理
白河開を史跡に指定の請願
請願者 福島県白河市長 田中 仲三外十三名
紹介議員 石原幹市郎君

白河開は、上古ならびに中世の陸奥開拓交通史上重要な意義を有するものであり、しかもその遺跡があまりに存しているにもかかわらず未だに史跡に指定されるに至らず、従つて国家より何等の保護を受けていないのはわが国文化史のため遺憾にたえないから、当白河開を史跡に指定せられたいとの請願。

第一八八号 昭和二十五年三月二十日受理

教育委員会法中一部改正反対に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽治

教育委員会に校舎その他建築物の営繕に関する部課を設置する教育委員会法中一部改正法案を審議中の由であるが、これは地方行政機構を複雑化し、建設行政ならびに技術陣営の分裂弱体化をきたすばかりでなく、建築物の質的低下と地方費負担の増大をもたらし等かえつて経費の節減が要望されている現下の時勢に逆行するものであるから、学校建築のみの單獨部門の設置は取り止められたいとの陳情。

第一九〇号 昭和二十五年二月二十日受理

標準教育費法制定反対に関する陳情

陳情者 東京都千代田区日比谷公園二号地市政会館五階全
国市長会内 金刺不二太郎

義務教育費は自治行政中最重要な経費で各市財政需要の最主要的なものであるから、もし義務教育費に特別の法律を必要とすれば、選挙、警察、衛生、消

防等各種社会事業、土木事業等すべての行政部門に特別の法律を必要とし、自治の本質が失われるから、このような法律の制定を中止されたいとの陳情。

三月四日本委員会に左の事件を付託された。
圖書館法案

圖書館法案

圖書館法

目次

- 第一章 總則(第一條—第九條)
- 第二章 公立圖書館(第十條—第二十三條)
- 第三章 私立圖書館(第二十四條—第二十九條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、圖書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて國民の教育と文化の發展に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「圖書館」とは、圖書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人が設置するもの(学校に附屬する圖書館又は図書室を除く)をいう。

をいう。

2 前項の圖書館のうち、地方公共団体の設置する圖書館を公立圖書館といひ、民法第三十四條の法人の設置する圖書館を私立圖書館といふ。

(圖書館奉仕)

第三條 圖書館は、圖書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、圖書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「圖書館資料」といふ)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 圖書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 圖書館の職員が圖書館資料について十分な知識を持ち、圖書館の利用者の圖書館資料の利用のための相談に應ずるようになること。

四 他の圖書館、国立国会圖書館、地方公共団体の議會に附置する圖書館及び学校に附置する圖書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、圖書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供するにと。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四條 圖書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補とする。

2 司書は、圖書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

第五條 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で第六條の規定による司書の講習を修了したものの

二 大学を卒業した者で大学において圖書館に関する科目を履修したものの

三 三年以上司書補(国立国会圖書館又は大学の附屬圖書館の職員で司書補に相当するものを含む)として勤務した経験を有する者で第六條の規定による司書の講習を修了したもの

2 左の各号の一に該当する者は、司書補となる資格を有する。

2 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。但し、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(指導、助言)

第七條 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会及び私立圖書館に対し、その求めに應じて、圖書館の設置及び運営に關して、専門的技術的指導又は助言を與えることができる。

(協力の依頼)

第八條 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の圖書館奉仕を促進するために、市町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、圖書館資料の相互貸借等に關して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九條 政府は、都道府県の設置する圖書館に対し、官報その他一般公衆に対する、報の用に供せられる印刷発行の刊行物を二部提出するものとする。

2 国及び地方公共団体の機關は、公立圖書館の求めに應じ、これに對して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提出することができる。

第二章 公立圖書館

(設置)

第十條 公立圖書館の設置に關する事項は、当該圖書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員會法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條に規定する事件の例による。

(報告)

第十一條 市町村は、圖書館を設置し、廢止し、又はその設置者を変更したときは、その旨を都道府県の教育委員會に報告しなければならない。

2 前項の報告に關し必要な事項は、都道府県の教育委員會の規則で定める。

第十二條 都道府県の教育委員會は、文部大臣の求めに應じ、これに對して、當該都道府県及び當該都道府県内の市町村の設置する圖書館の設置、廢止及び設置者の變更に關し、報告を提出しなければならない。

(職員)

第十三條 公立圖書館に館長並びに當該圖書館を設置する地方公共団体の教育委員會が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所屬職員を監督して、圖書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

3 国から第二十條の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立圖書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならない。但し、當該圖書館の館長となる者のうち、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市(以下「五大市」と

いう。)の設置する圖書館の館長となる者及び五大市以外の市の設置する圖書館の館長となる者は、更にそれぞれ三年以上又は一年以上圖書館の館長又は司書(国立国会圖書館又は大学の附屬圖書館の職員でこれらの職員に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者でなければならない。

(圖書館協議會)
第十四條 公立圖書館に圖書館協議會を置くことができる。

2 圖書館協議會は、圖書館の運営に關し館長の諮問に應ずるとともに、圖書館の行う圖書館奉仕につき、館長に對して意見を述べる機關とする。

第十五條 圖書館協議會の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員會が任命する。

一 當該圖書館を設置する地方公共団体の区域内に設置された学校が推薦した當該学校の代表者

二 當該圖書館を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育關係団体(社会教育法第十條に規定する社会教育關係団体をいう。)が選挙その他の方法により推薦した當該団体の代表者

三 社会教育委員

四 公民館運営審議会の委員

五 学識経験のある者

第十六條 圖書館協議會の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、當該圖書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 第十條第二項の規定は、前項の

條例について、準用する。

3 社会教育法第十五條第三項及び第四項並びに第十九條の規定は、圖書館協議會の委員について、準用する。

(入館料等)
第十七條 公立圖書館は、入館料その他圖書館資料の利用に對するいかなる対価をも徴收してはならない。

(公立圖書館の基準)

第十八條 文部大臣は、圖書館の健全な發達を図るために、公立圖書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員會に提示するとともに一般公衆に對して示すものとする。

(国庫補助を受けるための公立圖書館基準)
第十九條 国から第二十條の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立圖書館の設置及び運営上の最低の基準は、文部省令で定める。

(公立圖書館に對する補助その他の援助)
第二十條 国は、圖書館を設置する地方公共団体に對し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行うことができる。

第二十一條 文部大臣は、前條の規定による補助金を交付する場合においては、當該補助金を受ける地方公共団体が設置する圖書館が、第十九條に規定する最低の基準に達しているかどうかを審査し、その基準に達している場合にのみ、

當該補助金の交付をしなければならない。

第二十二條 第二十條の規定による補助金の交付は、圖書館を設置する地方公共団体の各年度における圖書館に備えつける圖書館資料に要する経費等の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2 前項の経費の範囲及び補助金交付の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三條 国は、第二十條の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該當するときは、當該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した當該年度の補助金を返還せなければならない。

一 圖書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の條件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立圖書館
(届出)
第二十四條 圖書館を設置しようとする法人又は設置する法人は、圖書館を設置し、又は廢止し、若しくは設置者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員會に届け出なければならない。

2 前項の届出に關し必要な事項は、都道府県の教育委員會の規則で定める。

(都道府県の教育委員會との關係)
第二十五條 都道府県の教育委員會は、私立圖書館に對し、指導資料

の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

(国及び地方公共団体との關係)
第二十六條 国及び地方公共団体は、私立圖書館の事業に干渉を加え、又は圖書館を設置する法人に對し、補助金を交付してはならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、私立圖書館に對し、その求めに應じて、必要な物資の確保につき、援助を與えることができる。

(入館料等)

第二十八條 私立圖書館は、入館料その他圖書館資料の利用に對する対価を徴收することができる。

(圖書館同種施設)
第二十九條 圖書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第七條の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 圖書館令(昭和八年勅令第七十五号)、公立圖書館職員令(昭和八年勅令第七十六号)及び公立圖書館司書檢定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廢止する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する圖書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する圖書館の館長である者は、第十三條第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市

の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四條若しくは第五條の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附属図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、第五條の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六條の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五條第一項第三号の規定の適用があるものとする。

7 図書館職員養成所を卒業した者は、第五條の規定にかかわらず、

司書となる資格を有するものとする。

8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六條の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に關し、学識経験のある者のうちから、館長を任命することが出来る。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長なる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。

10 第二條第一項、第三條及び第十五條の学校には学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の従前の規定による学校を、第五條第一項、第十三條第三項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八十八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五條第二項の高等学校には、旧中等

学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含むものとする。

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七條、第八條、第十三條第一項、第十五條、第十八條及び附則第九項中「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会」「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは「市町村長」と読み替へるものとする。

13 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。
附則第十四項中「別に図書館に關して規定する法律が制定施行されるまで、」を「当分の間、」に改める。